

清掃業務委託仕様書

「清掃業務委託契約書」（以下「契約書」という。）第1条に基づく清掃作業の仕様を次のとおり定める。この仕様書中「甲」、「乙」は、それぞれ契約書中の甲、乙をいう。

1 作業の概要

作業は次のとおりであるが、本仕様書は作業の大要を定めたものであり、契約書第4条第1項に定める作業の変更及び本仕様書に記載されていない軽微な業務については、契約金額の範囲内で行うものとする。

- (1) 校舎等清掃作業
- (2) ゴミ・不燃物の搬出作業

2 業務の対象範囲

別紙「清掃作業基準」のとおり

3 清掃区分等

清掃業務は、日常清掃業務と定期（特別）清掃業務とする。

日常清掃業務は、概ね8時30分から12時30分の間に行うものとする。

4 清掃作業等

(1) 仕様材料・器具等

ア 日常清掃に要する材料・用具のほかは原則として校舎内に常備しないものとする。

イ 使用材料は各用途、作業箇所に最適なものを厳選し、建物等に損傷を与えてはならない。

(2) 作業対象

管理棟・実習棟・体育館等の建物及びその周りとする。

(3) 作業の方法

日常清掃業務、定期（特別）清掃業務の清掃回数は別紙「清掃作業基準」を基準とし、下記ア、イに基づいて行うものとする。

ア 日常清掃

- ① はき掃除・水ふきは基準表に定める回数のほか特に汚れの激しいときは随時行うこと。
- ② 手摺り、カウンター・壁面等はおよそ床面から2m以下の部分とする。
- ③ ごみ・茶殻及び不燃物等の処理に要するビニール袋は甲が用意することとし、その他ごみ集積場への搬入に要する費用は乙の負担とする。
- ④ トイレットペーパー、手洗液は乙の負担で常備しておくこと。
- ⑤ 清掃に必要な用具、洗剤は乙の負担とする。ただし、尿石除去剤は甲の負担とする。

イ 定期（特別）清掃

- ① 職員室等の清掃の場合「卓上ガラス」の上に椅子等を乗せないこと。
- ② 職員室等の内部の物品を移動した場合、清掃終了後原型に復帰すること。
- ③ 車庫及び建物周囲の清掃は、紙クズ、空缶等の目立つゴミの収集程度とし、はき掃除の必要はない。
- ④ 定期清掃で使用する用具、材料等は乙が用意すること。

5 作業員の配置

- (1) 日常清掃業務においては、実施時間内に作業員を適正に配置し作業にあたらせること。
- (2) 定期（特別）清掃業務においては、甲の指定した実施時間内に業務が完了するように作業員を配置すること。

6 報告

乙は、清掃作業結果について、1か月毎にとりまとめて甲に報告し確認を得ること。

令和8年度 清掃業務委託設計書

業 務	区分	場 所	面積 (㎡)	作業期間	金額 (円)	
清 掃	日常清掃	廊下・風除室・玄関・各ホール・コミュニティエリア	1,075.47	月・水・金		
		便所・湯沸室	200.94	毎 日		
		校長室・応接室・会議室・階段	183.01	火・木		
		職業相談室	50.04	月2回		
		小計	1,509.46			
	定期清掃 (ワックス)	視聴覚室、自動車・メカトロニクス・溶接・木造教室	428.42	年1回		
		人材開発センター実習場	302.63	年1回		
		給湯室・コミュニティエリア・階段	100.42	年1回		
		1階～3階廊下	700.80	年1回		
		小計	1,532.27			
	定期清掃 (ガラス)	ガラス拭き	148.74	年1回		
		小計	148.74			
	レンタル	モップ40cm程度…10枚(月2回)、4枚(2月に1回) モップ90cm程度(2月に1回)…3枚	一式	40cmサイズ月2回、2月に1回 90cmサイズ2月に1回		
		マット150×180…1枚、マット90×150…12枚、マット75×90…4枚	一式	月1回		
	消耗品・その他	トイレットペーパー	1248個	60～65m巻シングル		
		手洗液(5kg)	2個			
		ゴミ袋(20L、45L、70L、90L、トイレコーナーポリ袋)	—	※発注者が用意するものを使用		
		その他の消耗品等(三角コーナー・排水溝用ネット、トイレ洗剤、流し洗剤、水拭きモップ、雑巾等を含む)	一式	三角コーナー・排水溝ネット各1000枚、トイレ洗剤8L、流し洗剤4L、水拭モップ2本、クロス雑巾6枚を想定		
	諸経費			一式		
	計					
	消費税					
	合 計					

※ 業務内容等は別紙清掃業務委託仕様書を参照

作業内容 作業対象		区 分		日常清掃(数字は回数)										定期清掃		
		作 業 名		床の掃き拭き	茶殻処理	紙くず処理	ガラス拭き	机・椅子雑巾がけ	汚物容器処理	便器・手洗器 清掃	手洗い液・ペーパー補給	流し場清掃	マット掃除	床ワックスかけ	出入口ドア・窓清掃	
区分	種 別	面積(m ²)	備考	汚れにより水拭きモップ・掃除機等使用	容器の清掃含む	容器の清掃含む	乾布又は雑巾	乾布又は雑巾		洗剤等使用鏡拭き含む		容器も清掃必要時洗剤使用				
管理棟	校長室・応接室	38.02	カーペット	火・木				火・木								
	職員室	139.84	ビニル床シート													
	図書室	22.77	ビニル床シート			随										
	職業相談室	50.04	ビニル床シート	2/月												
	会議室	65.25	ビニル床シート	火・木				火・木								
	視聴覚教室		118.56	ビニル床シート											1/年	
			24.00	カーペット												
	自動車整備科教室1・2年	114.40	ビニル床タイル												1/年	
	メカトロニクス科教室1・2年	101.32	ビニル床タイル												1/年	
	溶接科教室	45.76	ビニル床タイル												1/年	
	木造建築科教室(前側)	48.38	ビニル床タイル												1/年	
	ビジネススタッフ科教室	79.34	ビニル床タイル													
302教室	50.57	ビニル床タイル														
実習棟	人材開発センター実習場	302.63	ビニル床シート												1/年	
	電気設備工事コース実習場	49.82	ビニル床タイル													
	メカ 制御実習室	49.94	ビニル床シート													
	メカ 製図室	79.34	ビニル床シート													
体育館	770.00	木														
共有部分(管理棟・実習棟・体育館)	湯沸室	16.16	ビニル床シート	1/日	1/日							1/日		1/年		
	便所	184.78	タイル・ビニル床シート	1/日					1/日	1/日	随					
	コミュニティエリア		124.85	木	月・水・金	1/日						1/日				
			4.52	ビニル床シート	月・水・金										1/年	
	階段	79.74	ビニル床シート	火・木										1/年		
	1階廊下	170.34	ビニル床シート	月・水・金										1/年	1/年	
	1階廊下・各ホール・風除室・玄関	245.30	磁器質タイル	月・水・金				随					月・水・金		1/年	
	2階廊下	399.73	ビニル床シート	月・水・金										1/年	1/年	
3階廊下	130.73	ビニル床シート	月・水・金										1/年			

校舎内各部屋入口レンタルマットクリーニング(月1回)
 75×90(S)…4枚 90×150(L)…12枚 150×180(WL)…1枚
 フロアモップクリーニング
 キャンパスサイズ40cm程度の大きさのフロアモップ…10枚(月2回)、4枚(2月に1回)
 キャンパスサイズ90cm程度の大きさのフロアモップ…3枚(2月に1回)

出入口・窓清掃面積 148.74 m² ワックスがけ床面積 1,532.27 m²

令和8年度 定期清掃

出入口ドア・窓清掃

場所			面積(m ²)	備考
管理棟	出入口自動ドア	自動ドア2重	20.3	
	相談室前	出入口	3.52	
	1階渡り廊下	窓	20.33	12枚
	2階渡り廊下	窓	23.29	14枚
実習棟	1階渡り廊下	窓	8.89	6枚
	2階渡り廊下	窓	8.89	6枚
	自動ドア及び周辺ガラスパネル等	自動ドア2重	56.2	
	体育館渡り廊下出入口	開き戸ほか	7.32	
計			148.74	

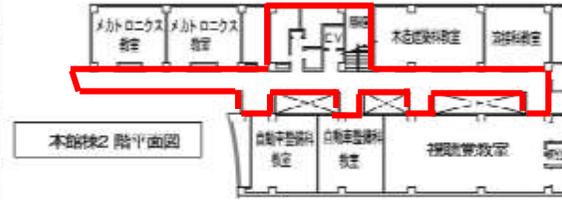
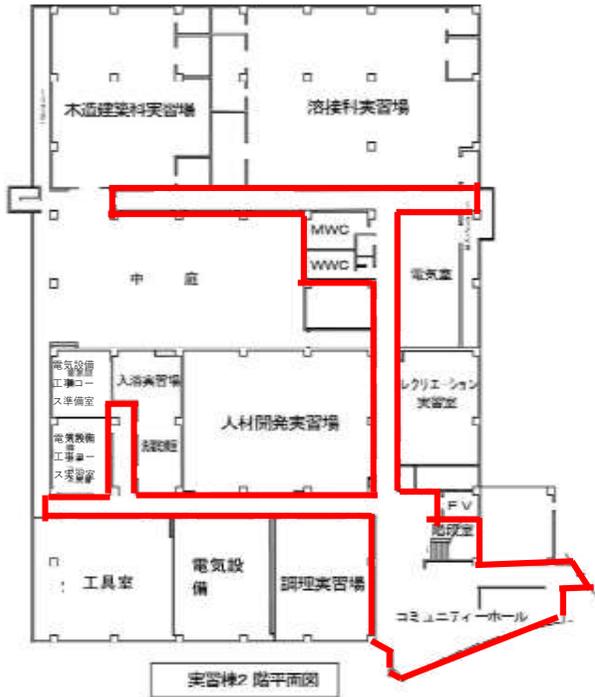
作業内容

屋外に面している部分 水洗浄、拭き上げ

屋内 乾布・雑巾で拭き上げ

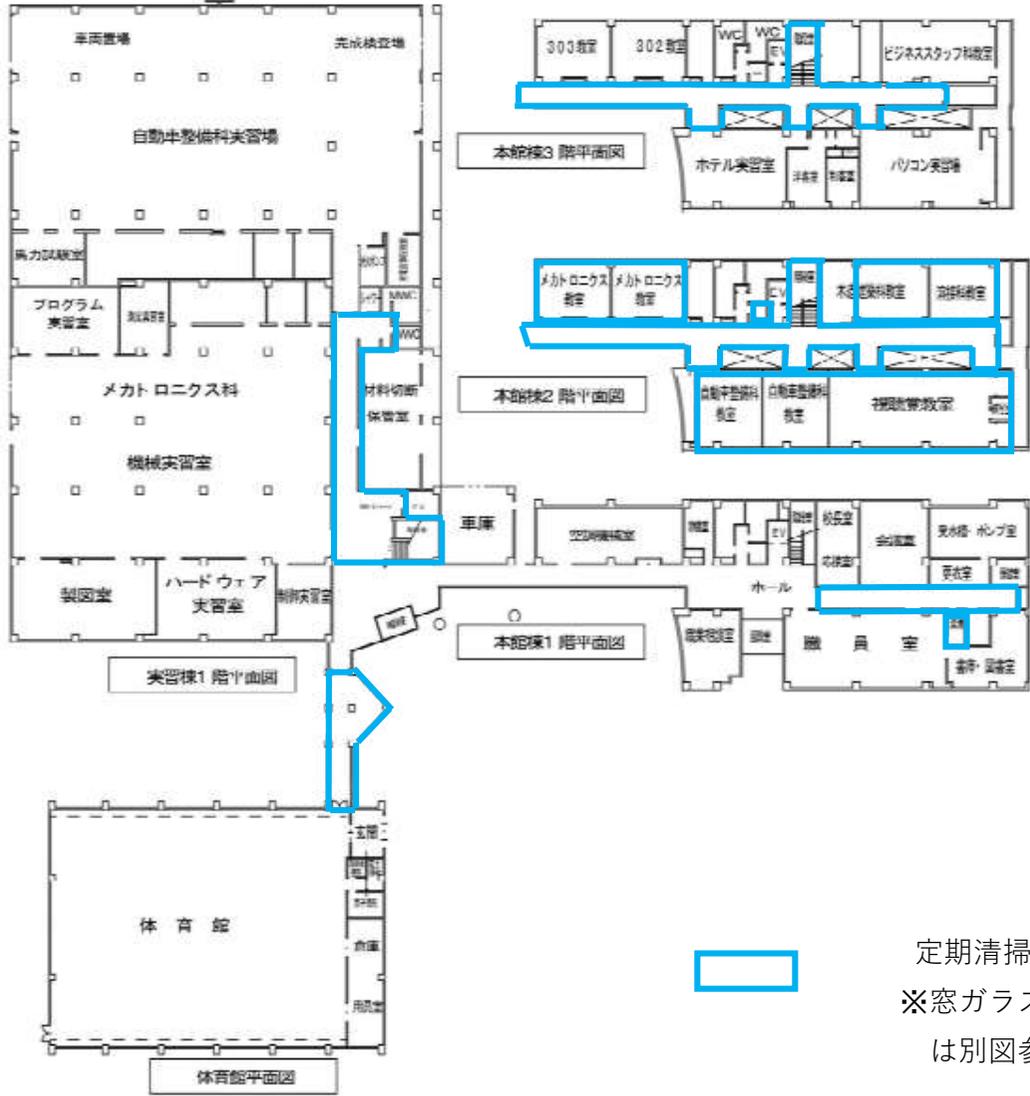
サッシ・ガラス以外のパネル 乾布・雑巾で拭き上げ

日常清掃箇所



日常清掃範囲

定期清掃箇所



定期清掃範囲
 ※窓ガラス拭きは別図参照

モップ・マット設置場所



倉庫
40cm程度(月2回)
モップ10枚

図書室
40cm程度(2月に1回)モップ枚

体育館玄関
90cm程度(2か月に1回)

マット設置場所

- WL(150cm × 180cm) 1枚
- L(90cm × 150cm) 12枚
- S(75cm × 90cm) 4枚

モップ設置場所

- 40cm程度 (月2回) 10枚
- 40cm程度 (2月に1回) 4枚
- 90cm程度 (2か月に1回) 3枚

窓ガラス拭き場所



窓ガラス拭き範囲

清掃業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、上越テクノスクールの清掃業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、上越テクノスクールの清掃作業を別紙清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき乙に委託し、乙は仕様書及びこの契約書の定めるところにより誠実に作業を行うものとする。

（委託期間）

第2条 契約の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（作業員）

第3条 作業員の指揮監督は、すべて乙において行うものとし、乙は作業員の行為については、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2 乙は、作業員に県の庁舎管理に関する諸規定及び仕様書の内容を守らせなければならない。

（作業の変更）

第4条 増改築及び公務上の必要等により作業の変更又は仕様書の範囲を越える作業が必要となった場合には、甲は、甲乙協議の上乙に増減に応じた作業を実施させることが出来るものとする。

2 前項の作業の変更に伴う委託料の増減については、その都度甲乙別途協議する。

（作業員控室）

第5条 甲は、乙に上越テクノスクールの静養室を無償で提供するものとする。ただし、同室の清掃は乙の負担において行う。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(経費の負担)

第7条 この契約による作業に必要な経費は、乙の負担とする。ただし、作業に必要な光熱水費は甲の負担とする。

(委託料)

第8条 この契約に基づく委託料の額は次のとおりとする。

年額	金	円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	金	円

(委託料の支払)

第9条 乙は、毎月、前月分の業務報告書提出による甲の検査合格の後、当該月分の委託料の請求書を甲に提出し、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。(別表年間支払内訳書)

(契約保証金の納付及び返還等)

第10条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第13条の定めにより契約が解除(甲の責めに帰す理由の場合を除く。)され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約業務の再委託)

第12条 乙は、第三者(以下「再委託先」という)に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 甲の委託方針が変更されたとき。

(3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第14条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出

訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した

と認められるとき。

- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（その他）

第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟県上越市大字藤野新田333番地2

甲 新潟県

新潟県立上越テクノスクール校長

住所

乙

氏名

令和8年度清掃業務委託カレンダー(日常清掃)

4月

21日 5月

18日 6月

22日

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

22日

8月

20日

9月

19日

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

21日

11月

19日

12月

20日

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月

19日

2月

18日

3月

22日

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

合計 241日